「不落随契」を行い、「不落随契」によっても契約締結に至らない場合には、７⑸③に従い、必要に応じ、入札条件の見直しを行った上で再度の公告と入札を行うものとする。

イ．当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合

(i)　本入札は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を設定している。

(ii)　上記(i)の基準を下回った入札があった場合には、落札者の決定を「保留」し、調査のうえ、必要に応じ評価委員会への諮問を経て、その結果を後日通知する。

(iii)　上記(i)の基準を下回った入札参加者は、事後の事情聴取等に協力すること。

ロ．その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって、著しく不適当と認められる場合

⑵　上記１⑴⑥の決定方法　「総合評価点」の順位の最も高い者を落札者として決定する。

ただし、「総合評価点」の順位の最も高い者が、次に掲げる場合に該当すると認められる場合には、他の者のうち、総合評価点の順位が次に高い者を落札者とする。

①　当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合

イ．本入札は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を設定している。

ロ．上記イの基準を下回った入札があった場合には、落札者の決定を「保留」し、調査のうえ、必要に応じ評価委員会への諮問を経て、その結果を後日通知する。

ハ．上記イの基準を下回った入札参加者は、事後の事情聴取等に協力すること。

②　その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって、著しく不適当と認められる場合

９　落札者決定の通知

⑴　上記１⑴①②③④⑤の５地区の通知方法　平成28年１月29日（金）17時00分までに各地区の開札の対象者に対して電子メールにより通知する。ただし、上記１⑴①②③④⑤の５地区のうち、１つ以上の地区で上記８⑴⑤イに該当する地区があり、当該地区やその他の地区の落札者の決定を「保留」する場合は、その旨を電子メールにより通知する。

⑵　上記１⑴⑥の通知方法　平成28年１月28日（木）の開札時に、開札の参加者に対して通知する。ただし上記８⑵①に該当する場合は、結果を後日通知する。

10　落札者の公表

落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名または名称、落札金額および落札者の決定理由、企画提案内容の概要について公表するものとする。

11　その他

⑴　契約手続において使用する言語および通貨　日本語および日本国通貨

⑵　入札保証金および契約保証金　免除

⑶　入札の無効　本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札は無効とする。

⑷　契約書作成の要否　要

⑸　契約条項　業務委託契約書（案）による

12　本件に関する照会先

〒150―8001　東京都渋谷区神南２―２―１

日本放送協会　営業局　営業推進センター　入札担当

電話　03―5455―5186

ＨＰ　http://www.nhk.or.jp/boshu/nyusatsu36/

弁理士登録公告

平成27年10月28日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
10月28日	20502	西田　佳子

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成27年10月21日	07344	谷口　光夫	申請抹消
平成27年10月21日	16920	井上　義美	〃

弁理士数　10,901名

（平成27年10月28日現在）

平成27年11月16日　日本弁理士会

特定計量器型式承認

日本電気計器検定所公告第27―12号

電気計器の型式について、平成27年10月30日次のように承認したので、計量法（平成４年法律第51号）第159条第４項の規定により公示する。

平成27年10月30日　日本電気計器検定所　理事長　大谷　進

型式承認番号	計器の種類	型の記号	製造事業者名又は輸入事業者名	使用回路の相及び線式	定格値		
					電圧（V）	電流（A）	周波数（Hz）
第4037号	普通電力量計	U21―R	埼広エンジニヤリング株式会社	交流単相３線式	100	30	50，60
第4038号	普通電力量計	U21―R				60	
第3995―1号	普通電力量計	D35WD―RA	大同日本株式会社	交流単相３線式	100	60	50，60

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　三重弁護士会

２　処分を受けた弁護士

氏　名　増井　正人

登録番号　25789

事務所　三重県津市丸之内34―５　津中央ビル５階　増井法律事務所

３　処分の内容　戒告

４　処分が効力を生じた年月日

平成27年10月23日

平成27年10月29日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　兵庫県弁護士会

２　処分を受けた弁護士

氏　名　吉田　弘昭

登録番号　31572

事務所　兵庫県神戸市中央区北長狭通１―３―13サンコウ園ビル３階　吉田弘昭法律事務所

３　処分の内容　業務停止２月

４　処分が効力を生じた年月日

平成27年10月28日

平成27年10月29日　日本弁護士連合会

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十七年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月十六日

札幌市清田区真栄三六三番地三一一

株式会社バイオイミュランス

代表清算人　本多　良平

解散公告

当社は、平成二十七年十月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月十六日

札幌市中央区北六条西二七丁目三一一番地

有限会社トップメンテナンス

清算人　山口　徹也